

# 講師派遣制度

## 利用団体募集 (前期分)

一度は教えてもらいたい特別な講師をお呼びして、  
いつもとは違ったサークル活動をしてみませんか?

社会教育関係登録団体(以下「団体」という。)が自主的に学習会・研修会・  
講習会などを開催する場合、団体育成の一環として、講師に支払う謝  
礼金(上限17,000円)を負担します。

※講師の選定と交渉、会場確保は、団体で行っていただきます。

派遣期間 令和6年 **5**月～令和6年**9**月

募集団体 25団体(申し込み多数の場合は抽選)

申込期間 **3月1日(金)～21日(木) ※必着**

申込方法 往復はがきに①から⑥までの必要事項を記入し、下記までお送りください。  
※区のホームページから電子申請でもお申し込みできます。

### 【注意事項】

講師派遣の対象となるのは、次の要件を満たしている学習会などです。

- (1) 社会教育活動を目的とし、1回2時間程度の学習内容であること。
- (2) 活動計画に基づく活動であること。
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは自ら営利事業を行い、又は他の営利事業に団体の名称を利用させるものでないこと。
- (4) 参加予定者が5名以上であること。
- (5) 団体の日常活動における講師の謝礼補填を目的としていないこと。
- (6) 当該団体の構成員が講師でないこと。

なお、会場の確保、講師との交渉などは団体で行ってください。

また、講師謝礼の上限は17,000円(源泉徴収所得税、復興特別所得税を含む)です。

※講師派遣制度の利用は1団体につき年間1回のみです。今回当選した団体は、

後期分(令和6年10月～令和7年3月)へのお申し込みはできません。



63 返信	⑥氏名	⑥郵便番号 ⑥住所	「団体講師派遣制度の申し込み」 ①団体名 ②登録番号 ③代表者または連絡者の住所・氏名・電話番号 ④学習会等実施予定月 ⑤学習会等のテーマ
----------	-----	--------------	--

電子申請は  
こちらから↓



シャケお

【申し込み・問い合わせ先】

〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所8階  
区民部文化・生涯学習課生涯学習係 電話：03-3546-5524